

中販連第25-142号

平成25年12月24日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖 殿

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会

担当：企画部 今村 歩



〔質問書に対する回答〕

平成25年12月11日発信の質問書について回答申し上げます。

【質問事項1】

通常生じる範囲のものに販売者の逸失利益は含まないと考えますので、実損害として判断していただいて結構です。

【質問事項2】

法的根拠は、契約締結上の過失（民法第1条2項信義誠実の原則）です。注文者の依頼によって契約の成立の前であっても、申込から可能な限り最短日数での納車希望等により、車庫証明書の申請、附属品等の注文があれば部品の発注・取付け作業等を行わなければならない場合があり、それらに該当後の申し込みの撤回となれば、注文者への損害賠償請求をせざるを得ないこととなります。

【質問事項3】

一般的には「車庫を確保できなくなった」、「代金を用意できなくなった」、「別の車輛が欲しくなった」、「注文者が車輛を必要としなくなった」等の理由による撤回が、「注文者の都合による申込みの撤回」に当たると考えています。これらの事由そのものについて「故意、過失」を必要とするとは考えていません。

なお、販売店提携クレジットでの申込みの場合で審査により融資不可となった場合は、注文者都合の申込み撤回とはなりません。しかし、金融機関、割賦購入のあっせん業者の契約承諾が得られる前に注文車輛の登録、修理、改造、架装を手をすることに注文者が合意した場合であって、上記着手後に承諾が得られなかった場合には、それらの実損は注文者の負担となります。

以上